

こんにちは！ 地域包括支援センターです。

介護のために仕事を辞める前に

家族の介護で悩んでいませんか？

お父さんが倒れた。介護しなければならぬので、仕事辞めないといけないのか。

病院の付き添いで仕事を休まなければならない。



お母さんに認知症の症状が出てきた。

遠距離介護で疲れがたまっている。

要介護の両親を一人でいておけない。

家族の介護に直面しても、介護と仕事を両立するための制度を活用すれば仕事を続けながら介護することができます。

仕事と介護の両立を支援する制度

介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護や、その他の世話をしている人は事業主に申し出ることにより、対象家族が一人の場合年5日、二人以上の場合最大年10日介護休暇を取得することができます。

介護休業制度

働いている人(労働者)が企業(事業主)に申し出ることにより、対象家族一人につき、要介護状態にいたるごとに1回、通算して93日までの介護休業を取得することができます。

介護休業給付金

雇用保険の被保険者が介護休暇を取得した場合、1回の介護休業期間、賃金月額のおよそ67%給付金が支給されます。
ハローワークにお問合せください。

***対象家族とは** 配偶者、父母および子(同居、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)

配偶者の父母

***要介護状態とは** 介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか要介護認定を受けていなくても、2週間以上の期間にわたり、介護が必要な状態の時には対象になります。

■お問合せ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-9633

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10万円/1世帯)のご案内

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するためのものです。

対象世帯	支給要件	対象外要件
①住民税均等割非課税世帯	令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯	ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方のみ の世帯は対象外
②家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に家計が急変した世帯 ※同一世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	

※「住民税均等割非課税世帯」と「家計急変世帯」で重複して受給することはできません。

①世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- 令和3年12月10日時点で日高川町に住民登録のある方には、2月14日(月)に役場から確認書を送付しています。
- 中身を確認していただき、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。
※令和3年12月11日以降に転入された世帯の方は、令和3年12月10日時点で住民登録されていた市町村に申請してください。

②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**。 ●申請期限：令和4年9月30日(金)
- 申請書は保健福祉課またはホームページにて準備しています。
- 判定方法については、下記の表を参考にしてください。
支給対象となるのは、令和3年1月以降の収入が下記の限度額以下(年間)となった場合です。
- 該当すると思われる方は、保健福祉課までお問合せください。
※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族(配偶者含む)を1名扶養している場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族(配偶者含む)を2名扶養している場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族(配偶者含む)を3名扶養している場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族(配偶者含む)を4名扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

○①または②の世帯の支給要件を満たすDV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中の方は、住民登録以外の居住地から受給できます。

●詳しくは、保健福祉課までお問合せください。

○ホームレス等で①または②の世帯の支給要件を満たす方

- ホームレス等で、いずれの市町村にも住民登録のない方については、日高川町において住民登録の手続きをしていただくと、本町において申請・給付対象となります。
- 住民登録のある方は、その住所地の市町村からの支給となります。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041
内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145 (午前9時から午後8時まで 土日祝含む)